

7・3 STCW 条約の包括的見直し

包括的見直し作業を実施してきた STCW 条約（1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）は、平成 22(2010)年 6 月にマニラで開催された締約国会議において最終文言が採択され、「STCW 条約 2010 マニラ改正」として平成 24(2012)年 1 月 1 日に発効しており、日本国の対応として国土交通省は、STCW 条約 2010 マニラ改正の発効に合わせ、平成 24(2012)年 1 月 1 日付で船員法施行規則等の関係規定を改正した。

一方、船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正については、平成 25(2013)年 5 月に開催される国際海事機関(IMO) 第 44 回訓練当直小委員会(STW44)の審議結果を踏まえ、平成 26(2014)年度中の省令改正を目途に作業が進められる見通しである。